

平成 23 年 7 月 14 日

東日本大震災復興対策本部福島現地対策本部長

財務大臣政務官

吉 田 泉 様

福島県浪江町長 馬 場 有

災害対応に関する要望事項について

〈東日本大震災復興構想会議提言「復興への提言～悲慘の中の希望～」に関して

●全般に対する評価

- ・ 第一次提言骨子案になかった「第 3 章 原子力災害からの復興に向けて」が当町の主張どおり、最終案に反映されたことは評価したい。自然災害とは別個かつ甚大である。
- ・ 一定の評価はするものの、原子力災害の当面の緊急措置、復旧、復興方策については、ごく一部しか扱っておらず、今後、速やかに本格的な検討と特別法を含む制度構築が必要である。

●被災地における早急かつ本格的な除染の実施

- ・ 被災町民の根本的な苦痛は、ふるさとに安心して戻ることができるのか、できないかに尽きる。放射能不安があるため、展望さえ持ち得ない厳しい状況にある。
- ・ 提言では「土壌汚染等への対応」を項目として掲げ、2次補正においても除染ガイドラインや校庭等の除染経費を一部計上しているが、被災地域の除染は具体化していない。
- ・ 住民から常に問われ、我々がどうしても答えることができない「いつふるさとに戻ることができるのか」という問いに対する答えが早急に必要になっている。
- ・ このため、早急に「帰還プログラム」(帰還のためのロードマップ)を策定頂きたい。プログラムに必要な事項としては以下のとおり。
 - ①帰還時期の明確化
 - ②帰還に際する判断基準の提示(空間線量、水質・土壌基準)
 - ③大規模な除染事業(①公共施設・道路、②住宅、③農地、④森林の段階分けも可)
 - ④インフラの復旧(水道、下水道、電気、ガス、道路、公共施設)

●原発事故被害者に対する誠意ある対応～特別法の制定～

- ・ 原子力災害の本格的な特別法を早急に制定頂きたい。現行の法律では、損害賠償の内容、範囲、手続きが不十分であり、甚大な被害に対して、ごく一部しか補償されないことを強く危惧している。被災地及び被災者生活の現状回復義務を含めた、復旧や復興に向けた国の責務の明確化も必要である。

- ・特に賠償に関しては、精神的損害が自動車事故程度を根拠としているが、暗黒の中に追いやられた不安、コミュニティや仕事を根こそぎ奪われた苦痛、将来の生活設計の崩壊、被ばくに対する不安、自然災害被災者に対する過酷な負担など深刻な損害に対する誠意ある対応が必要ではないか。
- ・事業者に一義的な責任を置く現行法でカバーできないならば、国策で実施した国の責任を織り込んだ特別措置法を創設し、被害者に対する厚い補償を提供することが必要。

●個人線量計の配布について

- ・SPEEDIの公表遅れにより、線量の高い地区に多くの町民が避難する状況となった。1次補正、2次補正を受け、健康調査や子どもに対する線量計の配布が始まろうとしているが、町民の多くも同様に放射線に対して不安をもっているため、大人を含めた町民(世帯)全体に対して、線量計を配布されるようお願いしたい。

〈財源関係〉

●原子力災害による歳入欠陥債の交付税措置について

- ・固定資産税の免除に要する起債額については、後年度100%普通交付税で措置頂くことになり、感謝する。
- ・一方で、原発事故を起因とする失業により減免せざるを得ない住民税と軽自動車税(継続使用、永久抹消でない車)については、本年より「歳入欠陥債」(普通交付税70%、特別交付税最大25%措置)を設けて頂いているが、今回の減免の多くは、原発災害を理由とした減免が多く、明らかに自治体裁量として逸脱しない部分については、同様に100%の交付税措置として頂きたい。起債制限比率が厳しい当町としては起債も容易になる。

●災害弔慰金に対する交付税措置について

- ・多くの市町村では国制度に合わせて独自の災害弔慰金を設けている(当町では死者1名に対して30万円)が、本災害により想定を超えた支出となる見込みである。市町村独自の制度であるものの、過去に甚大な災害を受けた自治体では同様の扱いが想定される。
- ・国制度の災害弔慰金については、特別交付税措置する扱い(一人875千円(県市町村合算))として頂いているが、当町では過去の甚大災害を受けて独自の災害弔慰金(死者1名に対し30万円)の制度もあり、弔慰金全体に関する財政負担が甚大となる。自分への措置は難しいと理解するが、国制度の災害弔慰金については、より厚い措置をお願いしたい(特別交付税の市町村への加算措置)。

●人的支援の確保策について

- ・既存の職員数では全く対応できない状況となっている。他自治体等からの派遣制度は設けられているものの、長期にわたる場合、給与を被災自治体が全額負担するため、実際には活用できない状況にある。
- ・他自治体の長期派遣を積極的に活用できるようにするため、被災団体又は派遣元の団体に給与負担額が全額措置されるような制度を早急に構築頂きたい。